

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年2月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900153 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1900010 号

第 1 結論

昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 54 年*月当時、A 県 B 市に住んでおり大学在学中であったが、親の判断により、父が A 県 B 市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、請求期間に係る国民年金保険料を C 郵便局で納付してくれていたことを、当時父から聞いた記憶がある。

しかし、年金記録では、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間について国民年金に加入している必要があるところ、請求者が唯一所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、平成 3 年 4 月 1 日と記載されている上、これは請求者のオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者の父親は、昭和 54 年*月頃に A 県 B 市役所で請求者に係る国民年金の加入手続きを行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、請求者の手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日（平成 3 年 10 月 29 日）及び請求者の前後の手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日（平成 3 年 10 月 21 日）により、平成 3 年 10 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の最初の国民年金の加入手続きは、平成 3 年 10 月頃に行われたものと考えられ、請求者の父親の陳述と加入手続きの時期が相違している。

さらに、請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認される平成 3 年 10 月の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、A 県 B 市は、請求者の国民年金の加入期間及び保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿により、A 県 B 市において昭和 54 年*月頃から昭和 57 年 6 月頃までに手帳記号番号の払出しを受けた者の氏名を確認したものの、その中に請求者の氏名は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の父親は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、請求者の父親からは、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900154号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900011号

第1 結論

昭和54年*月から昭和58年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和58年3月まで

私は、20歳になった当時、A県B市に住んでおり大学在学中であったが、母親が私の代わりに国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたことを、私が就職した昭和58年頃に母親から聞いた記憶がある。

しかし、年金記録では、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者となっていた記録はない上、請求者が唯一所持する年金手帳には、厚生年金保険に関する記載があるものの、国民年金に関する記載はなく、請求者も国民年金に加入した際に年金手帳の交付を受けたかどうかを記憶していない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿により、A県B市において昭和54年*月頃から昭和58年6月頃までに国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者の氏名を確認したものの、その中に請求者の氏名は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。